

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年8月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600335号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2600011号

第1 結論

平成元年*月から平成3年3月までの期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年*月から平成3年3月まで

請求期間当時、私は、大学生であり、自分で加入手続及び保険料の免除申請を行った記憶はないが、大学を卒業して社会人になってから免除期間に係る保険料を納付するようにと通知を受け取った。その時に母と「利息が付くのなら、学生の時に支払っておけばよかったね。」と会話をした記憶があることから、亡き母が私の加入手続及び保険料の免除申請を行ってくれたのかもしれない。受け取った通知に同封されていた納付書を使用して、金融機関で20万円ぐらいの保険料を一括納付したが、いつ納付したかは覚えていない。

私は、以前から「ねんきん特別便」で消えた年金記録の対象者である旨の通知を受け取っていたので、令和3年に年金事務所にて記録を確認したところ、復活した記録は平成3年4月から平成4年3月までの期間であり、年金事務所からは、一括納付した額は11万4,000円であると言われ、請求期間の記録は確認されなかった。提出できる資料はないが、私は20万円ぐらいを納付した記憶があるため、納付額を確認すれば、請求期間の記録が復活するはずなので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号)は、基礎年金番号制度開始時に請求者が共済組合の加入員であったことから、平成9年1月1日付で新たに付番されていることが確認できる。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、学生が強制適用とされた平成3年4月1日を資格取得年月日とする事務処理が同年6月24日に行われており、平成3年4月から平成4年3月までの期間に係る保険料については平成3年5月14

日に免除申請され、同年 11 月 21 日に承認されていることが確認できる。その後、上述の免除期間の保険料については、平成 7 年 1 月 20 日に追納申込みが行われ、同年 1 月 31 日に納付（11 万 4,000 円）されている。なお、上述の国民年金手帳記号番号については、請求者の基礎年金番号に令和 3 年 11 月 22 日に統合されていることが確認できる。

しかしながら、請求期間について、請求者は、大学生であった旨陳述しているところ、請求期間当時、20 歳以上の学生は、国民年金の強制加入の適用除外として、任意加入対象者とされており、任意加入対象者は、制度上、国民年金の加入手続を行った日に国民年金被保険者資格を取得することとなるため、請求者の平成 3 年 4 月 1 日の資格取得年月日を平成元年*月*日（20 歳到達日）に遡ることはできなかった。

また、国民年金保険料の追納は、免除期間の保険料について行うことができる」とされており、請求者が、請求期間に係る保険料の免除申請を行うためには、平成 3 年 4 月 1 日を資格取得年月日とする国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方、漢字等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間当時において、国民年金に未加入であり、保険料の免除申請を行うことはできなかったと考えられる。

さらに、A 市は、請求者に係る国民年金記録について、平成 3 年 4 月 1 日に資格取得し（届出日は平成 3 年 5 月 14 日）、平成 4 年 4 月 1 日に資格喪失（届出日は平成 4 年 4 月 16 日）したことが確認できる個人照会被保険者情報異動履歴以外に資料はない旨回答しており、当該記録はオンライン記録と一致している。

加えて、請求者は、一括納付した金額は 20 万円ぐらいであった旨主張しているが、年金事務所は、平成 7 年 1 月 31 日に請求期間の保険料を追納した場合、15 万 9,150 円であると回答しており、上述のオンライン記録で確認できる追納額 11 万 4,000 円（平成 7 年 1 月 31 日納付）と合算した場合の金額（27 万 3,150 円）とは相違している。

このほか、請求者が請求期間の保険料を追納したとする金融機関は、平成 7 年頃の領収済通知書等の保管はない旨回答しており、請求者が請求期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600257号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600034号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年12月

請求期間について、A社から賞与が支払われたはずだが標準賞与額の記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、賞与の支払及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答及び陳述している。

また、請求者は、A社の給与及び賞与は現金による支払であり、請求期間に係る賞与明細書等の資料を保管していない旨陳述している上、請求期間当時の住所地を管轄するB市は、当時の課税資料は保管していない旨陳述していることから、請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険の標準賞与額を訂正することはできない。